



平成20年7月末の方針変更が 福島第一原発事故を招いた

平成27年9月25日

原告ら代理人 弁護士 海渡 雄一
同 甫守 一樹

検察審査会は東電会長・副社長の 強制起訴を求めた

- 2015年7月31日、東京第五検察審査会は、2015年1月22日に東京地検が再不起訴処分とした勝俣恒久元会長、武藤栄、武黒一郎の両元副社長について、業務上過失致死傷罪で起訴を求める議決を行った。



**左から
被疑者勝俣
武藤、武黒**

東電元3幹部 強制起訴へ



勝俣恒久元会長



武藤栄元副社長



武黒一郎元副社長

検察審2回目議決

原発事故で業過致死傷罪

二〇一一年三月の東京電力福島第一原発事故をめぐり、東京第五検察審査会が、東電の勝俣恒久元会長（七五）ら旧経営陣三人を業務上過失致死傷罪で起訴すべきだとする「起訴議決」を出したことが分かった。被災者らでつくる「福島原発告訴団」が三十一日、明らかにした。勝俣元会長ら三人は今後、裁判所が指定した検察官役の弁護士に強制的に起訴される。市民の判断によって、原発事故の刑事責任が初めて裁判で問われることになった。他に起訴議決が出されたのは、武藤栄元副社長（六五）、武黒一郎元副社長（六九）。勝俣元会長ら三人は、福島原発告訴団に刑事告訴・告発されたが、東京地検などの捜査の結果、不起訴（嫌疑不十分）となった。検察審査会は昨年七月に起訴相当と議決。地検の再捜査で今年一月に再び不起訴となり、二回目の審査を続けていた。

2015年7月31日発行



本日の陳述の概要

～2つの検審議決が明らかにした事実の整理

- 東電は、平成19年12月から平成20年7月まで、推本の見解に基づく津波対策（耐震バックチェック）を行う方針で動いていた。
- この方針に基づいて津波対策を行っていたら本件事故は避けられた。
- 平成20年7月末に正当な理由なくこの方針が覆され、津波対策は6年半も延期された。
- 被告武藤らは政府事故調とも結託してこの重要な事実を隠してきた。

東電も推本の見解を無視できなかった ～ H26議決

- 福島第一原発の沖合を含む日本海溝沿いでM8クラスの津波地震が30年以内に20%
- 土木学会による地震学者5人の重みづけアンケート
推本を指示する見解 3人 (0.6)
土木学会手法を支持する見解 2人 (0.4)
- 推本は地震予測に関し、日本で権威を有する機関で、その予測は科学的な根拠に基づく

東電も推本の見解を無視できなかった

～ H27議決

「(H19. 11より前の時点から)東電土木調査グループでは、長期評価に基づいて試算すれば福島第一原発のその時点における想定津波の水位を大幅に上回る高さの津波が算出されることが高度に予想されていた」

東電も推本の見解を無視できなかった

～ H27議決(別紙「犯罪事実」)

- 福島第一原発は、日本で津波に対する余裕の最も少ない原子力発電所
- 保安院の耐震バックチェックでは「極めてまれではあるが発生する可能性がある」津波につき、最新の知見等を考慮することとされた
- 海外の事例や東電内で発生した浸水事故等により、巨大津波が発生して原子力発電所が浸水した場合には、非常用の電源設備や冷却設備等が機能喪失し、最悪の場合は炉心損傷等の可能性があることが既に明らかだった

東電も推本の見解を無視できなかった

～ まとめ

長期評価通りの津波が来ると、福島第一原発が大変なことになるのは、東電の関係者はみんな分かっていた。

だから東電も、長期評価を取り込んだ対策を取ることにした。

平成19年12月に、東電は、推本の長期評価を取り込むことに決めた

ウ 東京電力は、耐震バックチェックを平成21年6月に終了させる予定でいたところ、平成19年11月ころ、土木調査グループにおいて、耐震バックチェックの最終報告における津波評価につき、推本の長期評価の取扱いに関する検討が開始され、以後、東電設計株式会社（以下「東電設計」という。）との間で津波水位の試算に関する打合せがなされた。そして、関係者の間では、少なくとも平成19年12月には、耐震バックチェックにおいて、長期評価を取り込む方針で進められることになった。

「耐震バックチェックを終了させる」とは どういう意味か？

対策工事まで済ませて最終報告書を提出するということ

- 耐震バックチェックの最終報告結果が公表された際に、原発の立地する地元住民が結果を問題視することによって原子炉が停止するリスクを懸念し、耐震バックチェック結果の公表は耐震補強工事が終了した後に行うこととされた(国会事故調454頁)
- H21. 2. 11 中越沖地震対応打合せメモ(丙89の1)
H22. 2. 6 地震対応全体会議メモ(丙98の1)

⇒ 工事までやってセットで報告書を提出するのが暗黙のルールになっていた。

東電は、長期評価にしたがって着々と準備を進めていた (H27議決)

○ H20. 2. 16

東電土木調査グループは、被告勝俣、武藤、武黒に対して、長期評価を用いた概略的な津波の水位が7.7m以上と報告

○ H20. 3. 18

東電の依頼で、東電設計は長期評価を用いた津波水位は最大15.7mと試算

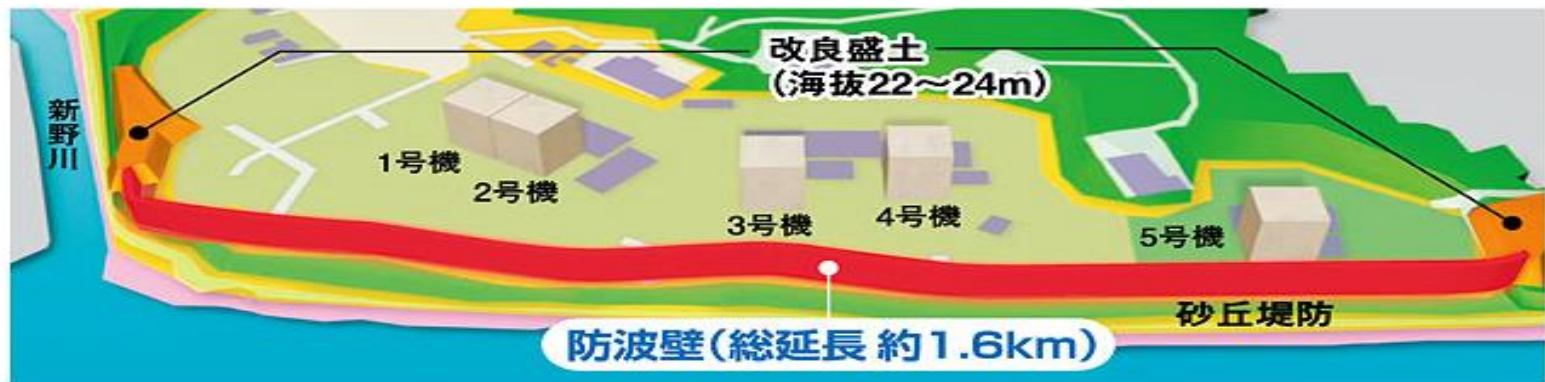
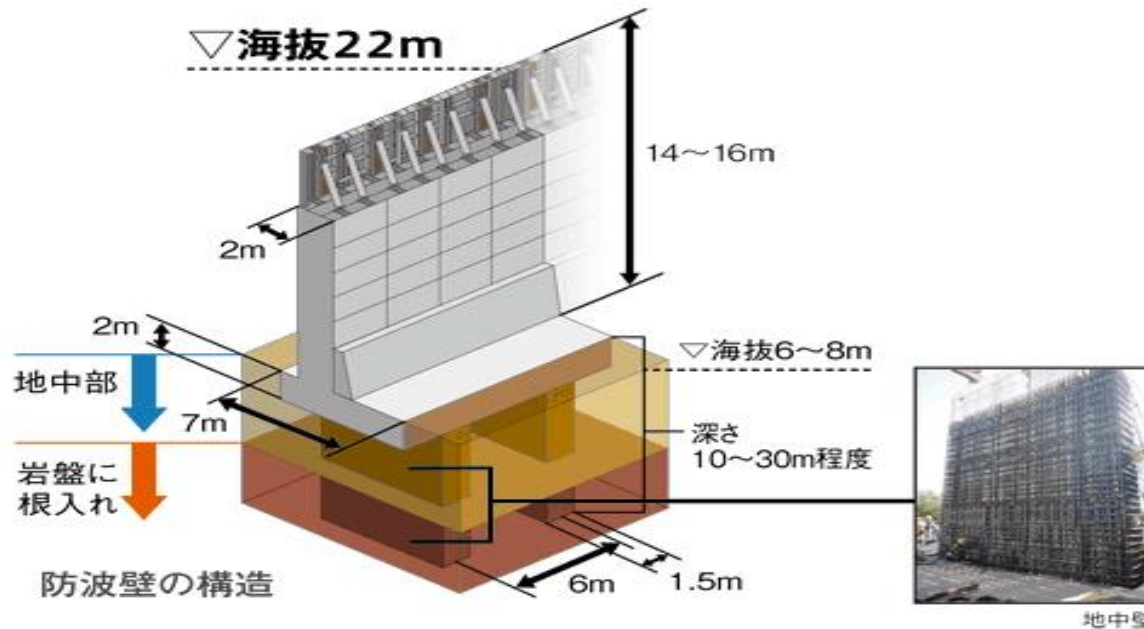
○ H20. 3. 29

耐震バックチェックの最終報告において推本の長期評価を考慮する旨記載されたプレスリリース用のQ&Aが了承される

○ H20. 6. 10

担当者は被告武藤に原子炉建屋等を津波から守るために敷地上に防潮堤を設置する場合には、10m盤上に約10mの防潮堤を設置する必要があること等を説明

(参考) 浜岡原発の防潮堤 (中部電力HP)



中部電力は高さ15m、総延長1.6kmの防潮堤を2年で造る予定

平成20年7月31日の方針変更

イ 被疑者武藤は、いくつかの検討を指示したが、平成20年7月31日には、土木調査グループに対し、これまでの方針を変更し、耐震バックチェックにおいては推本の長期評価は取り入れず、津波評価技術に基づいて実施するよう指示した。そして、推本の長期評価については土木学会の検討に委ねることとし、その方針について津波評価部会の委員や保安院の理解を得ること等が指示され、平成20年10月には、それらの了解をおおむね得ることができた。

その結果、耐震バックチェックの最終報告をする予定であった平成21年6月の期日は延期されることとなった。

平成21年6月には津波対策が完了していた可能性がある

- 平成21年6月までには、津波対策が完了していた可能性がある。
- 高さ10メートルの防潮堤が完成していれば、事故は回避できていた可能性が高い。

なぜ被告武藤は方針変更をしたのか

東電の武藤栄副社長は

100年に1回以下といった、炉の寿命よりも頻度が低いような自然災害への対応については、切迫性がないと判断していた

と述べている(国会事故調461頁)。

東電土木調査グループの認識

議決は、当時の東電の土木グループの認識を次のように認定している(H27議決10頁)。

- 新潟県中越沖地震が発生後柏崎原発の運転が停止し東電の収支を悪化させていたこと、
- さらに耐震バックチェックにおいて、推本の長期評価に基づく津波評価を行った結果、対策工事を実施すべきこととなった場合には、福島第一原発における津波に対する安全性を疑問視され、最悪の場合、福島第一原発の運転まで停止せざるを得ない事態に至り、そのことが東京電力の収支をさらに悪化させることが危惧されていた。

長期評価の扱いはどうなったのか

問題を先送りする(但し無視はしない)ことに決めた

- H20.9.10 耐震バックチェック説明会議事メモ(丙90)

「推本の知見を完全に否定することが難しい」

「津波対策は不可避」

- H20東電社内文書(国会事故調88頁)

「(決して、今後なんら対応しないわけではなく、計画的に検討を進めるが、いくらなんでも、現実問題での推本即採用は時期尚早ではないか、というニュアンス) 以上は、経営層を交えた現時点での一定の当社結論となります」

- H21 東電株主総会本部長手持ち資料

巨大津波に関する知見として推本の長期評価の記載

耐震バックチェックはいつまで延期されたのか

最終報告書の提出予定は平成28年1月とされていた(国会事故調451頁)。当初の予定を6年半も延ばしている。

耐震バックチェックの指示から10年

推本の長期評価公表から14年

指針改訂の契機となった阪神・淡路大震災から21年も後

←「バックチェック期間3年は長い」(保安院)はずでは？

耐震バックチェックの予定も進捗も対外的に公表されなかった。

東電は先送りの方針の了承を保安院に求めて了承を得たが、具体的なバックチェックのスケジュールを保安院に伝えることもなかったという(国会事故調451、454頁)。

福島第一原発の津波対策はどこまで進んでいたのか

ほとんど進んでいなかった

- H14に津波想定をO. P. +3.1mから5.7mに引き上げたが、それに伴う対策として一部のポンプを20cmかさ上げしたのみ。津波想定の水位に対して**わずか3cm**しか余裕がなかった(国会事故調85頁)
- H18以降に取られた対応策は5, 6号機について3300万円を費やして海水ポンプの水密化に係る軽微な対応が取られたのみ(国会事故調457頁)

耐震バックチェックが異常に遅くなることを被告は気にしていなかったのか

気にしていたので、何とかごまかそうとしていた

○ H21. 2. 11 中越沖地震対応打合せメモ(丙89の1)

「14m程度の津波が来る可能性があるという人もいる」という報告を受けて「女川や東海はどうなっているのか」(被告武黒)と質問。

女川はもともと高い位置にあり東海は改造を検討中であるとの回答。

「バックチェックと耐震強化工事を平行でやっているという姿は見せなければならぬのではないか」(被告清水)

○ H22. 2. 6 地震対応全体会議メモ(丙98の1)

報告書提出時期がH27年度で、他電力で一番遅いのは関電で、東電とは2年間空いてしまうとの報告に対し、「周りの電力が終わってくると東電は遅いという話も出てくる。1F1～3はつらいかもしれないが、全体としてよく対応している姿を見せていく。」(被告武藤)

耐震バックチェックを遅らせなければ事故は回避できたのか

回避できた可能性は極めて高い

- 最大浸水高15.7mの想定
- 余裕のある津波対策(10m盤の上に10mの防潮堤等)を検討
- 溢水勉強会で浸水経路を具体的に特定

H23.3.11までに対策工事が完了した可能性も高く、また、耐震バックチェック最終報告の予定時期を公表ないし保安院に報告していれば、事故は回避できた

保安院は「耐震補強が施されるのであれば、相当の時間がかかることも理解しており、**原子炉の稼働を止めて工事を行うべき**と考えていた」(国会事故調454頁)

政府事故調はどのように認定していたか

- 推本の長期評価を取り入れる方針やプレスリリース用Q&A作成の事実認定が欠落
- 「武藤副本部長及び吉田部長は、(H19.7.31以降、)念のために、推本の長期評価が、津波評価技術に基づく福島第一原発及び福島第二原発の安全性評価を覆すものかどうかを判断するため、電力共通研究として土木学会に検討を依頼しようと考えた。ただし、あくまで『念のため』(中間・397頁)
← 推本に基づく「津波対策は不可避」との認識だったのであり、土木学会への検討依頼は「時間稼ぎ」(H26議決8頁)であることは明らか。

政府事故調はどのように認定していたか

- H22. 8以降の「『福島地点津波対策ワーキング』は、土木学会における検討如何では必要となる津波対策工事を頭の体操的に検討することが目的」(中間・400頁)
 - ←そもそも東電が社員の頭の体操のために大規模なワーキングを立ち上げること自体考えられない。
- 「(津波対策の)問題が、東京電力社内で重要な問題として認識されていた形跡はうかがわれない」(中間・400頁)
 - ←H21. 2. 11の「中越沖地震対応打合せ」で、津波について「問題あり」「出せない」「注目されている」とのメモ(丙89)や各議事録が無視されている。

震災4日前の「お打ち合わせ用」資料

土木学会津波評価部会の審議状況(2010.12.7)

・三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震(津波地震)
「北部領域では「1896年明治三陸沖」、南部では「1677年房総沖」を参考に設定する。」との方針に異論なし。

「1677年房総沖」で評価

発電所	1F							
	1	2	3	4	5	6	北側 (O.P.13m)	南側 (O.P.10m)
津波水位※2(O.P.m)	6.8	7.3	7.2	7.3	8.7	9.0	浸水せず	13.6

東電は、土木学会の見解によっても、少なくとも13.6mの高さの津波に備えなければならなくなることは覚悟していた。

まとめ

- 被告武藤らは、H20. 7末までは本件津波クラスの大津波について実際に想定して対策しようとしていたのであり、予見可能性があったのは明らか。
- 被告らは当初H21. 6までに津波対策工事を終わらせるつもりであり、耐震バックチェックの延期と本件事故との間には因果関係がある。
- 被告らは政府事故調をも騙して「東電社内では津波は重要問題ではなかった」等と認定させており、事故後も真実の隠ぺいを図っており、きわめて悪質である。